2023 年 5 月 8 日改訂

東都リハビリテーション学院　感染症対策ガイドライン

学校法人 小関学院
専門学校 東都リハビリテーション学院

１．はじめに

東都リハビリテーション学院では、感染予防対策を目的としたガイドラインを策定しています。

令和５年５月８日、新型コロナウイルス感染症が感染症法上５類感染症に位置づけが変更されたことにより、学校保健安全法における同ウイルス感染症の扱いも第二種の感染症に追加されました。

しかしながら感染者のウイルス排出状況や感染リスクに変化はないため、引き続き感染予防の意識づけおよび行動の指針を提示する必要があります。

そこで、当校における「感染症対策ガイドライン」を改訂し、当校の感染対策を講じていくこととします。

２．本校としての行動方針

（１）三密（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避して、感染対策に取り組みます。
（２）感染状況の変化に応じて、国や東京都の指針に準じた柔軟な感染症対策を講じていきます。
（３）感染拡大防止策をとり、適切な授業を実施し、教育の質の保証を維持していきます。

３．感染症予防対策について

（１）一般的な感染症予防対策（接触・飛沫感染防止）

①体調管理

・毎日の検温と体調の確認を習慣とします。
・発熱や咳、風邪等の症状又は家族や身近な人に感染が疑われる場合は、外出せず、自宅療養とします。
・免疫力を高めるため、十分な睡眠や適度な運動、バランスのとれた食事を心がけます。

②感染経路の回避

・飛沫感染および接触感染を防止するため、学内外問わず、マスクの着用を推奨します。
・石鹸と流水による手洗いを徹底します。
・校舎への入館の際は、手指のアルコール消毒液で消毒を行います。

③三密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

・換気を行い、密閉空間とならないようにします。
・身体的距離の確保に努め、不特定多数の密接を回避します。
・マスクの着用を推奨します。ただし、熱中症などの健康被害が発生する場合は除きます。

④通学時のマナー

・公共交通機関（電車・バス等）を利用する場合は、可能な限り、混雑時間を避け、駅や車内ではマスクを着用し、会話や接触を控える等、飛沫感染と接触感染の防止に取り組みましょう。

⑤行動の記録

・万が一感染した場合に備え、感染経路が特定できるよう各自での行動記録を励行します。

（２）学生生活における感染症予防対策（接触・飛沫感染防止）の徹底

①検温について

・各自、登校前に検温を行ってください。
・検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合、登校を控えてください。

②登校時に持参するもの

・マスク（出来れば予備を携帯してください）
・ティッシュ(鼻をかんだ後や手洗い後に廃棄してください)

③登下校について

A.登校・下校時間

◎登　校　：基本、9 時より入校可能とし、 9 時 30 分までに自席に着席してください。
◎下　校　：基本、17 時 30 分までに下校してください。

B.登下校の約束

・公共交通機関の利用時はマスクの着用を推奨します。
・学校到着後や帰宅後は、速やかに手洗いと手指アルコール消毒を行いましょう。
・登下校（移動）中は、極力顔に触れないように気をつけましょう。

④登校してからの流れ

・内履きに履き替えてください。
・使用教室に移動、自席の隣に荷物を置いてください。
・トイレや新校舎テラス等で手洗いを実施します。
・最初に登校した学生は、教室の窓を開け、換気、サーキュレーターの電源を入れ、乾燥時期は加湿器の電源をいれてください。

⑤授業の受講方法について

A.教員の対応

・実技でデモンストレーションを行う場合は、密を避けて実施します。

B. 学生の対応

≪座学について≫

・マスクの着用を推奨します。
・座席は指定された席を使用してください。（最低 1 席空けた配置とします）
・熱中症など、少しでも体調不良を感じた場合は、挙手をして教員に報告してください。
・教員より特別な指示がない限り、講義中は会話を行いません。

≪実技について≫

・マスクの着用を推奨します。
・更衣室を使用する際は、密にならないように留意してください。
・適宜、手洗いや物品の消毒を徹底してください。
・教員より特別な指示がない限り、講義中は会話を行いません。
・共有物品の使用は最小限とし、もし使用した場合は学生各自で使用後に消毒してください。
・実技のデモンストレーション時の見学は、密にならないようにします。

⑦出席確認について

A. 講義の出席確認

・遅刻した学生は、休憩時に講義担当教員に報告してください。
・遅刻届は当日のうちに南校舎事務局まで提出してください。

B. 遅刻／欠席時の対応の仕方

・クラスの決められた連絡手段にて担任に連絡してください。
・遅刻／欠席届については、従来通り提出してください。

C. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

学校保健安全法施行規則に基づき、以下の期間を出席（出勤）停止とします。同期間は欠席日数に含まれず、出席日数に影響しません。

医療機関もしくは検査キットにおいて発症したと判断された日の翌日より５日を経過し、 かつ症状が軽快した後１日を経過するまでの期間

ただし、出席停止はあくまで同感染症に罹患した場合を指すため、本人の意思に基づき感染を確認する必要があります。感染を確認できない場合は、出席停止とはならず通常の欠席扱いとなります。

≪感染確認の手段≫

本学では医療機関の受診を第 1 選択とします。もし、かかりつけ医や複数の医療機関から受診を断られた場合には担任に相談をしてください。状況によっては検査キットを陽性確認の手段と認めることもあります。

D．濃厚接触者について

濃厚接触者特定の廃止にともない、濃厚接触者に対する出席停止はなくなります。そのため、自身に新型コロナウイルスの感染が確認されない場合は出席停止の対象にはなりません。

ただし感染の拡大を防止するためにも、従前の濃厚接触者に該当する状況があった場合には担任へ情報の報告をしてください。また、感染者との接触（発症日）の翌日から 5 日間は自身の体調管理にいつも以上の注意を払うようにしてください。(7 日目までは発症する可能性がありますので、外出する際はマスク着用を推奨します)

E．その他、学校保健安全法施行規則による感染症の分類と出校停止期間

医師から下表の感染症と診断された場合は、出席停止として扱います。(欠席日数に含みません)

医師の指示にしたがい療養するようにお願いします。また状況を担任に電話もしくはＳＮＳを用いて報告してください。出席停止期間明けの登校日に登校指定の提出書類などを担任に提出してください。（署名を忘れないこと）

（表）学校において予防すべき感染症の種類と出席停止基準

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	○エボラ出血熱　○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう　○南米出血熱 ○ペスト　○マールブルグ病 ○ラッサ熱　○急性灰白髄炎 ○ジフテリア　○特定鳥インフルエンザ ○重症急性呼吸器症候群 〃※病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る〃 ○中東呼吸器症候群 〃※病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る〃 ○新型インフルエンザ等感染症 ○その他新感染症	治癒するまで
第二種	○インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く	発症した後（発熱の翌日を１日目として）５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで
	○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	発症したと判断された日の翌日より５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで
	○百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	○麻しん	発しんに伴う発熱が解熱した後３日を経過するまで
	○流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	○風しん	発しんが消失するまで
	○水痘	すべての発しんがかさぶたになるまで
	○咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後２日を経過するまで
	○結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで （目安として、異なった日の喀痰の塗抹検査の結果が連続して３回陰性となるまで）
	○髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	○コレラ　○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス　○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎　○パラチフス ○その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

（令和５年５月８日　学校保健安全法施行規則第 18 条　第 19 条 一部改変）

※第二種の出席停止期間の基準は感染症ごとに定められているが、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

⑧休憩時間の過ごし方について

・休憩時間中は、窓やドアを開放し、換気してください。
・会話をする際は、マスクを着用し、一定の距離を保つことを推奨します。
　マスク未着用時は、大きな声を出さないようにしてください。
・他学生の机や席の接触は最小限にしてください。
・テラスを使用する際は、学生間の距離を保ち、マスクをしない状態での会話は禁止とします。

⑨昼食のとり方について

・食事をとる直前には手洗い、消毒を徹底してください。
・食べ物や飲み物の共用は禁止です。

⑩学校施設の授業外利用について

感染状況や社会情勢等などを勘案して検討して学校が決めます。

⑪清掃について

・本校その他諸規則に順じて、所定箇所の清掃は学生が行います。
・ゴミ箱内のゴミを、本校舎ゴミ集積所に搬送にあたっては清掃員が担います。

⑫感染対策に向けた消毒について

・教職員と学生が共同し、適宜、次亜塩素酸ナトリウムにて消毒を行います。

４．新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の登校再開について

①提出書類

学校が感染状況を把握するために、登校再開初日の講義開始前に以下のものを学校（担任）に提出してください。（詳細は本校ホームページ参照）

・学校指定の「インフルエンザ等　感染症の罹患届」
・感染が確認できるもの
　（例）医療機関が発行した検査結果もしくは受診時の領収書
　　検査キットの結果（学生証、日付、結果が一緒に写った写真など）

②登校再開後の感染予防

出席停止期間を明けても発症から 10 日後まではマスク着用により感染防止に努めるようにしてください。

５．実習および試験時の対応について

①臨床実習

臨床実習は外部施設での実習となるため、当該施設の感染対策の方針にしたがい対応します。

（例）・実習開始前１週間からの体調管理記録

・抗原検査、ＰＣＲ検査の実施

・マスク、ゴーグルなどの準備

②試験について

試験期間中に罹患した場合は出席停止となり受験ができません。出席停止にともなう代替試験は原則設定されませんので、体調管理を徹底するように注意してください。

なお定期試験に関しては再試験期間中に追試験を実施し、これを定期試験結果とします。この場合、学校指定の「インフルエンザ等　感染症の罹患届」の提出をもって再試料は免除となります。また再試験以降の試験で罹患した場合も当該試験の再試料は免除されます。

６．新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

感染者や濃厚接触者、またはその家族に対する差別や偏見を持たないように心がけましょう。また、医師や看護師等の医療従事者は感染のリスクを抱えながらも最前線で戦っています。差別や偏見の目で見るのではなく、感謝の気持ちを持ちましょう。

差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切です。

以上